

## オンラインでの申請手続に関するQ & A 目次

### ～基本編&利用申出～

- Q 1 「在留申請オンラインシステム」は誰でも利用できますか。 …… 1
- Q 2 「在留申請オンラインシステム」はいつから利用が始まったのですか。 …… 1
- Q 3 「在留申請オンラインシステム」を利用したいのですが、どのような手続をすればよいですか。 …… 1
- Q 4 「在留申請オンラインシステム」で、どのような手続ができるのですか。 …… 2
- Q 5 「在留申請オンラインシステム」はどのような利点がありますか。 …… 2
- Q 6 「在留申請オンラインシステム」を利用するための要件を教えてください。 …… 2
- Q 7 「在留申請オンラインシステム」の利用申出に係る受付はどこで行われますか。 …… 2
- Q 8 地方出入国在留管理官署における利用申出の受付時間を教えてください。 …… 3
- Q 9 「在留申請オンラインシステム」の操作方法についてのマニュアルはありますか。 …… 3
- Q 10 新規利用申出又は追加利用申出の受付はオンラインや郵送でも行っていますか。 …… 3
- Q 11 新規利用申出又は追加利用申出を行うに当たって手数料は発生しますか。また、利用申出が承認された場合にはどうですか。 …… 3
- Q 12 利用申出の結果が出るまでにどのくらいの期間を要しますか。 …… 3
- Q 13 利用申出について、結果の通知が来ないのですが。 …… 3
- Q 14 利用申出が承認された場合、有効期間はありますか。更新はどのように行うのですか。 …… 4
- Q 15 法人ではない所属機関でも「在留申請オンラインシステム」は利用できますか。 …… 4
- Q 16 所属機関において、追加利用申出をすることなく、1つの認証IDを複数人が利用することは可能ですか。 …… 4
- Q 17 届出済弁護士・行政書士、公益法人職員又は登録支援機関職員が「在留申請オンラインシステム」を利用する場合の手続を教えてください。 …… 4
- Q 18 届出済弁護士・行政書士、公益法人職員又は登録支援機関職員が利用申出を行うのに外国人の所属機関の代表者の印が必要なのはなぜですか。 …… 4
- Q 19 届出済弁護士・行政書士、公益法人職員又は登録支援機関職員の利用申出は外国人の所属機関ごとに行う必要があるのですか。 …… 4
- Q 20 届出済弁護士・行政書士、公益法人職員又は登録支援機関職員の利用申出を所属機関ごとに行う場合、複数の認証IDを保有することになり不便なのですが、認証IDをまとめてもらえますか。 …… 5
- Q 21 2020年3月まで、一部の在留資格の外国人が所属している場合は、利用申出を行うときに、住民税の課税・納税証明書（又は外国の宗教団体からの派遣状

の写し等) の提出が必要とされていましたが、今後は必要ないのですか。 …… 5

### ～オンラインでの手続～

- Q 2 2 オンラインでの手続の対象となる在留資格は何ですか。 …… 5
- Q 2 3 「日本での活動内容に応じた資料」についてどのように提出すればよいですか。  
…………… 5
- Q 2 4 在留資格「特定技能」等に係る申請の資料についても、「在留申請オンラインシステム」上での電子データによる提出が可能ですか。 …… 6
- Q 2 5 「日本での活動内容に応じた資料」を「在留申請オンラインシステム」にアップロードする際、ファイルはいくつアップロードできますか。また、アップロードするファイルに何か条件がありますか。 …… 6
- Q 2 6 過去の利用申出時に住民税の課税・納税証明書や決算文書の写しなどを地方出入国在留管理官署に提出しました。今後の申請時に改めて提出する必要はありますか。 …… 6
- Q 2 7 資料の追加提出依頼がありました。電子データで提出することは可能ですか。  
…………… 7
- Q 2 8 申請情報登録時に、アップロードする顔写真には、何か制限がありますか。  
…………… 7
- Q 2 9 顔写真の提出が不要な申請ですが、エラーメッセージが表示され、手続が完了できません。顔写真をアップロードする必要はありますか。 …… 7
- Q 3 0 再入国許可申請と資格外活動許可申請のみを個別に「在留申請オンラインシステム」で受け付けてもらえますか。 …… 7
- Q 3 1 オンラインで手続する場合の受付時間はありますか。 …… 7
- Q 3 2 在留期間満了日の当日はオンラインでの受付は可能ですか。 …… 8
- Q 3 3 在留期限（又は在留資格取得の事由が生じた日から30日）を経過していることが判明しました。このようなケースでもオンラインでの受付は可能ですか。  
…………… 8
- Q 3 4 カテゴリー3の機関や日本語教育機関は対象にならないのですか。 …… 8
- Q 3 5 外国人本人から所属機関又は届出済弁護士・行政書士、公益法人職員若しくは登録支援機関職員に提出してもらった依頼状について、見本はありますか。 …… 8
- Q 3 6 外国人本人から所属機関又は届出済弁護士・行政書士、公益法人職員又は登録支援機関職員に提出のあった依頼状はいつまで保管しておけばよいですか。 …… 8
- Q 3 7 オンラインの場合、受付日はいつになりますか。 …… 8
- Q 3 8 オンラインの場合、受付番号はどのように通知されるのですか。 …… 8
- Q 3 9 オンラインの場合、申請を受け付ける地方出入国在留管理官署はどこになりますか。 …… 9
- Q 4 0 オンラインの場合、審査結果が出るまでどのくらいかかりますか。 …… 9
- Q 4 1 申請人となる外国人が再入国許可で出国中ですが、オンラインで手続はできますか。 …… 9

- Q 4 2 入力中にエラーと表示されました。どうすればよいですか。 …… 9
- Q 4 3 エラーメッセージの意味と対応方法が分かりません。 …… 1 0
- Q 4 4 不正な画面遷移のエラーが表示されます。 …… 1 0
- Q 4 5 「在留カードの券面情報のおり入力してください」というエラーが表示されますが、どこが誤っているのかわかりません。 …… 1 0
- Q 4 6 オンラインで手続を行いたい外国人の方が複数います。一括で入力する方法はありますか。 …… 1 0
- Q 4 7 一括入力用テンプレートファイルでは最大何人分を同時に入力することができますか。 …… 1 0
- Q 4 8 一括入力用テンプレートファイルを利用した入力でエラーとなってしまいました。やり直さなければならぬでしょうか。 …… 1 0
- Q 4 9 一括申請エラーのエラー内容画面を簡単に印刷する方法はありますか。 …… 1 1
- Q 5 0 入力途中でデータを一時保存できますか。 …… 1 1
- Q 5 1 登録している申請情報（申請の内容）を確認したいのですが、どうすればよいですか。 …… 1 1
- Q 5 2 入力した内容に誤りがあることが分かりました。どうすればよいですか。 …… 1 1
- Q 5 3 オンラインの対象でない外国人について、誤って、オンラインで手続してしまいました。どうすればよいですか。 …… 1 1
- Q 5 4 オンライン上で受付後、申請を取り下げるにはどうすればよいですか。 …… 1 2
- Q 5 5 同時に行っていた再入国許可申請（又は資格外活動許可申請）を取り下げることにしましたが、どうすればよいですか。 …… 1 2
- Q 5 6 申請の進捗状況について確認することはできますか。 …… 1 2
- Q 5 7 「在留申請オンラインシステム」の申請情報一覧に表示されている申請状態は、それぞれどのような状態を指すのですか。 …… 1 2
- Q 5 8 外国から手続することは可能ですか。 …… 1 2

### ～在留カードの受領～

- Q 5 9 在留資格認定証明書・在留カード・就労資格証明書の受領方法について教えてください。 …… 1 2
- Q 6 0 オンラインで手続を行った在留資格認定証明書について、地方出入国在留管理官署の窓口で受領したいのですが、どうすればよいですか。 …… 1 3
- Q 6 1 窓口で在留カードや就労資格証明書を受領する場合の手続について教えてください。 …… 1 3
- Q 6 2 郵送により在留資格認定証明書・在留カード・就労資格証明書を受領する場合の手続について教えてください。 …… 1 3
- Q 6 3 在留カード等の送付先を申請人本人の住居地等、希望する場所に変更できますか。 …… 1 4
- Q 6 4 在留カードに漢字氏名を併記したい場合、どのようにすればよいですか。

- ..... 1 4
- Q 6 5 手数料納付書には誰が署名すればよいですか。 ..... 1 4
- Q 6 6 在留期間更新許可等により新しい在留カードの交付を受ける際、従前所持していた在留カードは返してもらえますか。 ..... 1 4
- Q 6 7 受付完了後に問い合わせたいことがある場合は、どこに問合せをすればよいですか。 ..... 1 5
- Q 6 8 在留カードを郵送により受領手続中又は利用者の方が地方出入国在留管理官署にて受領手続中のため、手元に在留カードがありません。警察官等から提示を求められた場合はどうすればよいですか。 ..... 1 5
- Q 6 9 在留カードを郵送中のため手元に在留カードがありません。みなし再入国許可による出国は可能ですか。 ..... 1 5
- Q 7 0 誤って他人の顔写真を添付してしまいました。差し替えることは可能ですか。 ..... 1 5
- Q 7 1 収入印紙を電子納付することは可能ですか。 ..... 1 5
- Q 7 2 手数料納付書の署名欄への署名を怠ったまま在留カードとともに送付してしまいましたが、どうすればよいですか。 ..... 1 5
- Q 7 3 手数料納付書等を誤って最寄りの地方出入国在留管理官署に送付してしまいました。 ..... 1 6
- Q 7 4 在留カードを最寄りの地方出入国在留管理官署の窓口で受領する場合、利用者又は申請人（法定代理人を含む）以外の第三者が受領することは可能ですか。 ..... 1 6
- Q 7 5 送付のあった在留カードの券面上の情報に誤りがありました。どうすればよいですか。 ..... 1 6
- Q 7 6 必要書類を郵送しましたが、在留資格認定証明書・在留カード・就労資格証明書はいつ頃送られてきますか。 ..... 1 6
- Q 7 7 「公用」の在留資格を有する外国人について、在留カードの受領方法を「郵送」と選択することは可能ですか。 ..... 1 6
- Q 7 8 郵送の場合、在留期間更新許可等の効力はいつから及びますか。 ..... 1 6

### ～定期報告～

- Q 7 9 定期報告とは何ですか。誰が行うのですか。 ..... 1 7
- Q 8 0 定期報告の方法を教えてください。 ..... 1 7
- Q 8 1 定期報告の受付後、利用継続の承認の結果が出るまでにどのくらいの期間を要しますか。 ..... 1 7
- Q 8 2 定期報告により、「在留申請オンラインシステム」の利用の継続が認められた場合、費用はかかりますか。また、新たな有効期間はいつまでになりますか。 ..... 1 7
- Q 8 3 利用申出の承認の有効期限までに定期報告を行うことを失念していたのですが、

引き続き利用を希望する場合はどうすればよいですか。 …………… 17

### ～利用者情報の変更～

- Q 8 4 登録している利用者情報を確認したいのですが、どうすればよいですか。  
…………… 18
- Q 8 5 利用申出書に記載した所属機関の名称・所在地や利用者の氏名などが変更とな  
った場合、どうすればよいですか。 …………… 18
- Q 8 6 所属機関として、弁護士又は行政書士にオンラインでの手続をお願いしていま  
したが、今般、弁護士又は行政書士に依頼することをやめました。この場合どう  
すればよいですか。 …………… 18
- Q 8 7 利用申出又は定期報告において提出した「所属している外国人リスト」又は「所  
属予定外国人リスト」に記載のない外国人について、オンラインでの手続はでき  
ますか。 …………… 18

### ～利用環境について～

- Q 8 8 「在留申請オンラインシステム」を利用できるインターネットブラウザに制限  
はありますか。 …………… 18
- Q 8 9 一括申請のエクセルファイルのバージョンに制限はありますか。 …………… 18
- Q 9 0 携帯電話やスマートフォンからオンラインで手続はできますか。 …………… 19
- Q 9 1 申請内容入力の際、日本語以外の言語は使用できますか。 …………… 19

### ～パスワード・認証ID・メールアドレス～

- Q 9 2 メールアドレスは必ず登録しなければならないのですか。 …………… 19
- Q 9 3 利用申出において申出書に記載した利用者のメールアドレスには、どのような  
メールが届きますか。 …………… 19
- Q 9 4 申請受付が完了すると、申請完了メールが届くとありますが、受付完了メール  
が届きません。どうすればよいですか。 …………… 19
- Q 9 5 パスワードはどのように設定をすればよいですか。 …………… 20
- Q 9 6 登録しているメールアドレスを変更しましたが、何か手続が必要ですか。  
…………… 20
- Q 9 7 メールアドレス・パスワードを変更したいのですが、どうすればよいですか。  
…………… 20
- Q 9 8 認証IDを変更したいのですが、どうすればよいですか。 …………… 20
- Q 9 9 パスワードを忘れてしまった場合、どうすればよいですか。 …………… 20
- Q 100 認証IDを忘れてしまった場合、どうすればよいですか。 …………… 20
- Q 101 認証ID、パスワードのいずれも忘れてしまった場合、どうすればよいです  
か。 …………… 20

- Q102 他人に認証IDやパスワードを知られてしまった場合、どうすればよいですか。……………20
- Q103 パスワードを数回間違っしまいロックがかかってしまいました。どのようにすればよいですか。……………21
- Q104 パスワードには有効期間はありますか。……………21
- Q105 「在留申請オンラインシステム」の利用申出の際に記載するメールアドレスについて、フリーメールは認められないなどの制約事項はありますか。…21
- Q106 身に覚えのないメールが届きました。……………21
- Q107 「在留申請オンラインシステム」から送付のあったメールに対して返信することはできますか。……………21

### ～情報の管理～

- Q108 情報はどのように管理されているのですか。……………22
- Q109 セキュリティ対策など在外留外国人等の個人情報保護のためにどのような対策を講じていますか。……………22
- Q110 なりすましの防止について、対策を講じていますか。……………22

## オンラインでの申請手続に関するQ & A

### ～基本編&利用申出～

Q 1 「在留申請オンラインシステム」は誰でも利用できますか。

A 1 利用できるのは、以下の方々です。

- ① 外国人雇用状況届出を履行しているなど一定の要件を満たす外国人の所属機関（以下「所属機関」という。）の職員の方
- ② ①の所属機関から依頼を受けた、弁護士又は行政書士であって、所属する弁護士会又は行政書士会を経由してその所在地を管轄する地方出入国在留管理官署に申請等取次者として届出済みの方（以下「届出済弁護士・行政書士」という。）
- ③ ①の所属機関から依頼を受けた、外国人の円滑な受入れを図ることを目的とする公益法人の職員であって、地方出入国在留管理官署において申請等取次者として承認されている方（以下「公益法人職員」という。）
- ④ ①の所属機関から依頼を受けた、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第2条の5第5項の契約により特定技能所属機関から適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託された登録支援機関の職員であって、地方出入国在留管理官署において申請等取次者として承認されている方（以下「登録支援機関職員」という。）

なお、団体監理型技能実習の場合、「所属機関」は団体監理型実習実施者ではなく、監理団体となります。また、外国人建設就労者（特定活動告示第32号）及び外国人造船就労者（同告示第35号）の場合、特定監理団体は「所属機関」に含まれません。

「在留申請オンラインシステム」を利用するためには、事前に地方出入国在留管理官署宛てに利用申出を行っていただき、承認を受ける必要があります。

利用申出について、詳しくは「利用案内」をご参照ください。

Q 2 「在留申請オンラインシステム」はいつから利用が始まったのですか。

A 2 「在留申請オンラインシステム」は、2019年7月25日から利用が開始されました。

Q 3 「在留申請オンラインシステム」を利用したいのですが、どのような手続をすればよいですか。

A 3 「在留申請オンラインシステム」を利用するためには、事前に所属機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理官署宛てに利用申出を行っていただき、承認を受ける必要があります。

利用申出は所属機関（法人の場合は法人）単位で行っていただくもので、最初に利用申出を行う方は新規利用申出を行ってください。届出済弁護士・行政書士の方、公益法人職員の方又は登録支援機関職員の方が利用申出を行うことができるのは所

属機関から利用申出に係る依頼を受けている場合に限りです。

なお、「在留申請オンラインシステム」は、所属機関（法人の場合は法人）の一部の事業所のみを対象として利用することも可能です。

また、新規利用申出を行った後、同じ所属機関（法人の場合は法人）で更に別の方が利用を希望する場合は、追加利用申出を行ってください。

新規利用申出及び追加利用申出に必要な提出資料は出入国在留管理庁ホームページの「利用案内」をご参照ください。

Q 4 「在留申請オンラインシステム」で、どのような手続きができるのですか。

A 4 オンラインで受付可能な手続きは、以下のとおりです。

- ① 在留資格認定証明書交付申請
- ② 在留資格変更許可申請
- ③ 在留期間更新許可申請
- ④ 在留資格取得許可申請
- ⑤ 就労資格証明書交付申請
- ⑥ ②～④と同時に行う再入国許可申請
- ⑦ ②～④と同時に行う資格外活動許可申請

なお、オンラインで上記申請が可能な在留資格については、出入国在留管理庁ホームページの「利用可能な申請種別・在留資格（対象範囲）」をご参照ください。

⇒ <http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyukanri/pdf/requirement.pdf>

Q 5 「在留申請オンラインシステム」はどのような利点がありますか。

A 5 各種申請のために地方出入国在留管理官署にお越しになる必要はなく、オフィス等から、オンラインで24時間申請が可能です。

在留カード等の受領についても、一定の場合には郵送による受領が可能です。詳細はQ 5 9をご参照ください。

また、「経営・管理」、「研究」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」及び「技能」の在留資格に係る申請時において、「在留申請オンラインシステム」の利用申出の承認を受けたカテゴリー3の所属機関に所属する個々の外国人の方に係る申請については、必要な提出書類が大きく簡素化される場合があります。

Q 6 「在留申請オンラインシステム」を利用するための要件を教えてください。

A 6 利用申出の承認要件は出入国在留管理庁ホームページの「利用案内」をご参照ください。

⇒ [http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyukanri/pdf/200323\\_guide.pdf](http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyukanri/pdf/200323_guide.pdf)

Q 7 「在留申請オンラインシステム」の利用申出に係る受付はどこで行われますか。

A 7 外国人の所属機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理官署において受付を行います。

ただし、成田空港、羽田空港、中部空港及び関西空港支局の4支局並びに海岸・



空港のみを分担する出張所では受付を行うことはできません。

なお、東京出入国在留管理局の業務機能の一部移転に伴い、令和2年6月29日以降、同局への利用申出につきましては下記所在地宛てに行っていただきますようお願いいたします。

<利用申出先：東京出入国在留管理局>

〒160-0004

東京都新宿区四谷一丁目6番1号 四谷タワー13階

東京出入国在留管理局在留情報管理部門オンライン申請手続班

Q 8 地方出入国在留管理官署における利用申出の受付時間を教えてください。

A 8 利用申出の受付時間は、在留関係諸申請の受付と同様、平日午前9時から正午まで及び午後1時から同4時までとなります。なお、正午から午後1時までの間も一部窓口業務を実施している地方出入国在留管理官署においては、利用申出の受付も行っております。

Q 9 「在留申請オンラインシステム」の操作方法についてのマニュアルはありますか。

A 9 出入国在留管理庁ホームページに「在留申請オンラインシステム」の操作マニュアルを掲載しておりますのでご確認ください。

⇒ [http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyukanri/pdf/ja\\_manual.pdf](http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyukanri/pdf/ja_manual.pdf)

Q 10 新規利用申出又は追加利用申出の受付はオンラインや郵送でも行っていますか。

A 10 有効な申請等取次者証明書又は届出済証明書を有する方についてのみ、郵送による利用申出の受付を行っていただくことができます。

なお、申し訳ございませんが、新規・追加を問わず利用申出をオンラインで行っていただくことはできません。

Q 11 新規利用申出又は追加利用申出を行うに当たって手数料は発生しますか。また、利用申出が承認された場合にはどうですか。

A 11 手数料はかかりません。

Q 12 利用申出の結果が出るまでにどのくらいの期間を要しますか。

A 12 1週間から2週間程度を要します。

なお、利用申出に対する結果は、利用申出書に記載された利用申出人のメールアドレス宛てにお知らせいたします。

Q 13 利用申出について、結果の通知が来ないのですが。

A 13 利用申出を行った地方出入国在留管理官署にお問合せください。

Q 14 利用申出が承認された場合、有効期間はありますか。更新はどのように行うの

ですか。

A 1 4 利用申出の承認の有効期間は新規利用申出が承認された日から1年間となります。

例) 承認日 2019年7月25日

有効期限 2020年7月24日

なお、1年に1度、定期報告を行っていただくと1年間の更新が可能です。

利用を継続する場合は、有効期限の2か月前にメールでお知らせしますので、有効期限の1か月前までに定期報告を行ってください。定期報告については、Q 79からQ 83をご参照ください。

Q 1 5 法人ではない所属機関でも「在留申請オンラインシステム」は利用できますか。

A 1 5 法人ではない個人事業主等の方も利用申出の承認要件を満たす場合はご利用いただけます。

Q 1 6 所属機関において、追加利用申出をすることなく、1つの認証IDを複数人が利用することは可能ですか。

A 1 6 利用申出が承認された方に対して認証IDを付与するものですので、他の方が当該認証IDを利用することはできません。同じ所属機関内で承認された方以外の方が「在留申請オンラインシステム」の利用を希望する場合は、追加利用申出を行ってください。

Q 1 7 届出済弁護士・行政書士、公益法人職員又は登録支援機関職員が「在留申請オンラインシステム」を利用する場合の手続きを教えてください。

A 1 7 届出済弁護士・行政書士の方、公益法人職員の方又は登録支援機関職員の方は、所属機関からオンラインでの手続きに係る依頼を受けていることが必要となります。依頼を受けた場合に、当該所属機関に係る利用申出を行っていただくこととなります。なお、団体監理型技能実習については、実習実施者ではなく、監理団体から依頼を受けていることが必要となります。

Q 1 8 届出済弁護士・行政書士、公益法人職員又は登録支援機関職員が利用申出を行うのに外国人の所属機関の代表者の印が必要なのはなぜですか。

A 1 8 届出済弁護士・行政書士の方、公益法人職員の方又は登録支援機関職員の方については、所属機関から依頼を受けている場合に利用が認められるものです。したがって、利用申出に当たって、所属機関の代表者の印を押印した「在留申請オンラインシステム利用申出書」の提出をお願いしているものです。

Q 1 9 届出済弁護士・行政書士、公益法人職員又は登録支援機関職員の利用申出は外国人の所属機関ごとに行う必要があるのですか。

A 1 9 届出済弁護士・行政書士の方、公益法人職員の方又は登録支援機関職員の方は所属機関からの依頼に基づいて利用していただくものですので、異なる所属機関

に在籍する外国人の手続を行おうとする場合は、当該所属機関からの依頼に基づき利用申出の承認を受ける必要があります。

Q 2 0 届出済弁護士・行政書士、公益法人職員又は登録支援機関職員の利用申出を所属機関ごとに行う場合、複数の認証 I D を保有することになり不便なのですが、認証 I D をまとめてもらえますか。

A 2 0 所属機関単位で利用申出の承認を受ける必要がありますので、認証 I D をまとめることはできません。

Q 2 1 2020年3月まで、一部の在留資格の外国人が所属している場合は、利用申出を行うときに、住民税の課税・納税証明書（又は外国の宗教団体からの派遣状の写し等）の提出が必要とされていましたが、今後は必要ないのですか。

A 2 1 今後は申請の際に提出いただくこととなります。提出方法については、Q 2 3 から Q 2 6 及び出入国在留管理庁ホームページの「利用可能な申請種別・在留資格（対象範囲）」をご参照ください。

⇒ <http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyukanri/pdf/requirement.pdf>

### ～オンラインでの手続～

Q 2 2 オンラインでの手続の対象となる在留資格は何ですか。

A 2 2 オンラインでの手続の対象となる在留資格と対象範囲は、出入国在留管理庁ホームページの「利用可能な申請種別・在留資格（対象範囲）」をご参照ください。

⇒ <http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyukanri/pdf/requirement.pdf>

Q 2 3 「日本での活動内容に応じた資料」についてどのように提出すればよいですか。

A 2 3 次のいずれかの方法で提出いただきます。

①電子データを「在留申請オンラインシステム」上での申請情報登録時に添付する（一部の在留資格に係る申請に限ります。）

②「在留申請オンラインシステム」上での申請手続後に地方出入国在留管理官署へ郵送する又は窓口へ持参する

「在留申請オンラインシステム」では、在留資格ごとにオンラインで受付できる対象申請の範囲やオンラインで資料の提出ができるか否かなどが異なります。

オンラインでの申請や資料の提出の対象外としているものについて、オンラインで申請や提出をいただいた場合には、改めて窓口での申請や郵送等での資料の提出が必要となりますので、詳細については、必ず事前に出入国在留管理庁ホームページの「利用可能な申請種別・在留資格」をご参照ください。

⇒ <http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyukanri/pdf/requirement.pdf>

※ 在留資格「興行」のうち、上陸基準省令1号ロ又は2号ホに関する申請を予定している場合、また、在留資格「留学」について、大学、大学に準ずる機関若しくは高等専門学校以外の機関に在籍する方の申請を予定している場合には、

出入国在留管理庁ホームページ上の「申請情報入力補助用紙」を日本での活動内容に応じた資料と一緒に郵送により提出していただく必要があります。

**【在留申請オンラインシステム申請情報入力補助用紙】**

別記第18号の1様式（留学）及び別記第18号の2様式（興行）

⇒ [http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyukanri/online\\_guidance.html](http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyukanri/online_guidance.html)

※ 日本での活動内容に応じた資料 については下記URLをご参照ください。

なお、審査のために必要な場合に、追加資料の提出を求めさせていただく場合がありますのでご了承ください。

○在留資格認定証明書交付申請

[http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU\\_NINTEI/zairyu\\_nintei10.html](http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU_NINTEI/zairyu_nintei10.html)

○在留資格変更許可申請

[http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU\\_HENKO/zairyu\\_henko10.html](http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU_HENKO/zairyu_henko10.html)

○在留期間更新許可申請

[http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU\\_KOSHIN/shin\\_zairyu\\_koshin1001.html](http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU_KOSHIN/shin_zairyu_koshin1001.html)

○在留資格取得許可申請

[http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU\\_HENKO/zairyu\\_henko10.html](http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU_HENKO/zairyu_henko10.html)

Q 2 4 在留資格「特定技能」等に係る申請の資料についても、「在留申請オンラインシステム」上での電子データによる提出が可能ですか。

A 2 4 一部の在留資格に係る申請については、「在留申請オンラインシステム」上での電子データによる提出ではなく、郵送又は窓口持参による提出が必要です。詳しくは、「利用可能な申請種別・在留資格（対象範囲）」をご参照ください。

⇒ <http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyukanri/pdf/requirement.pdf>

Q 2 5 「日本での活動内容に応じた資料」を「在留申請オンラインシステム」にアップロードする際、ファイルはいくつアップロードできますか。また、アップロードするファイルに何か条件がありますか。

A 2 5 アップロードできるのは1ファイルです。また、条件は以下のとおりです。

- ・拡張子が「pdf」であること
- ・ファイルサイズが10MB以下であること
- ・鮮明で目視により内容の確認ができること（解像度が200 dpi 相当以上であることを推奨しています。）

Q 2 6 過去の利用申出時に住民税の課税・納税証明書や決算文書の写しなどを地方出入国在留管理官署に提出しました。今後の申請時に改めて提出する必要がありますか。

A 2 6 過去の利用申出の際にすでに地方出入国在留管理官署に提出した資料については、原則、申請時に改めて提出いただく必要はありません。ただし、直近年度のものを提出いただく必要がある書類など、一部の資料については申請時に改めて

提出をいただく場合があります。

不明な場合は、地方出入国在留管理官署にお問合せください。

Q 2 7 資料の追加提出依頼がありました。電子データで提出することは可能ですか。

A 2 7 電子データにより提出できるのは、「在留申請オンラインシステム」での申請手続が完了する前まで（申請状態が「入力完了」と表示されているとき）となります。地方出入国在留管理官署から資料の追加提出依頼があった場合には、電子データで提出することはできませんので、郵送又はご持参いただくこととなります。

Q 2 8 申請情報登録時に、アップロードする顔写真には、何か制限がありますか。

A 2 8 制限は以下のとおりです。

- ・顔写真のファイルサイズが50 kbyte以下であること
- ・顔写真ファイルの拡張子が「Jpeg」又は「jpg」であること
- ・申請人本人のみが撮影されたもの
- ・無帽で正面を向いたもの
- ・背景（影を含む。）がないもの
- ・鮮明であるもの
- ・申請の日前3か月以内に撮影されたもの
- ・その他、窓口での各種申請の際に提出いただく写真の規格に準じていること（詳細は、出入国在留管理庁ホームページの「提出写真の規格」([http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyuu/photo\\_info.html](http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyuu/photo_info.html))を参照願います。)

Q 2 9 顔写真の提出が不要な申請ですが、エラーメッセージが表示され、手続が完了できません。顔写真をアップロードする必要はありますか。

A 2 9 出入国在留管理庁ホームページに掲載されている顔写真不要者用データをアップロードしてください。顔写真提出の要否が不明な場合は、地方出入国在留管理官署にお問合せください。

Q 3 0 再入国許可申請と資格外活動許可申請のみを個別に「在留申請オンラインシステム」で受け付けてもらえますか。

A 3 0 再入国許可申請と資格外活動許可申請はQ 4の②～④の申請と同時に行う場合に限って、オンラインでの受付が可能です。それ以外の場合には、地方出入国在留管理官署にお越しの上、申請してください。

Q 3 1 オンラインで手続する場合の受付時間はありますか。

A 3 1 24時間365日受付可能です。ただし、システムメンテナンス等により利用できない場合があります。その場合は、「在留申請オンラインシステム」のトップ画面でお知らせします。

Q 3 2 在留期間満了日の当日はオンラインでの受付は可能ですか。

A 3 2 在留期間満了日の当日はオンラインでの受付はできませんので、満了日に申請を行う場合は、最寄りの地方出入国在留管理官署にお越しの上、申請してください。

Q 3 3 在留期限（又は在留資格取得の事由が生じた日から30日）を経過していることが判明しました。このようなケースでもオンラインでの受付は可能ですか。

A 3 3 在留期限（又は在留資格取得の事由が生じた日から30日）を経過している場合、オンラインでの受付はできませんので、速やかに最寄りの地方出入国在留管理官署にお越しの上、必要な手続について相談してください。

Q 3 4 カテゴリー3の機関や日本語教育機関は対象にならないのですか。

A 3 4 2020年4月23日より、在留資格「研究」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」及び「技能」の方が在籍しているカテゴリー3の機関もオンライン化の対象としておりましたが、今般、同年7月1日以降、その他の在留資格の方が在籍しているカテゴリー3の機関や日本語教育機関についても、対象に含めることとしました。

なお、日本語教育機関への留学を希望する方の在留資格認定証明書交付申請については、事前に最寄りの地方出入国在留管理官署にご相談いただくようお願いいたします。

オンラインでの申請が可能な在留資格については、出入国在留管理局ホームページの「利用可能な申請種別・在留資格（対象範囲）」をご参照ください。

⇒ <http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyukanri/pdf/requirement.pdf>

Q 3 5 外国人本人から所属機関又は届出済弁護士・行政書士、公益法人職員若しくは登録支援機関職員に提出してもらう依頼状について、見本はありますか。

A 3 5 見本はありません。適宜の様式でご準備ください。

Q 3 6 外国人本人から所属機関又は届出済弁護士・行政書士、公益法人職員又は登録支援機関職員に提出のあった依頼状はいつまで保管しておけばよいですか。

A 3 6 当該外国人の申請の結果が出るまで（許可の場合には、新たな在留カード等が外国人の手元に渡るまで）の間は適切に保管するようにしてください。

Q 3 7 オンラインの場合、受付日はいつになりますか。

A 3 7 申請を行った日になります。

Q 3 8 オンラインの場合、受付番号はどのように通知されるのですか。

A 3 8 受付が完了した場合、まず、申請受付仮番号が利用者の方及び申請人である外国人の方宛てにメールにより通知され、その翌日に申請受付番号がメールにて通知されます。

なお、申請受付仮番号を通知するのは、申請を受け付けてから申請受付番号が

通知されるまでに1日を要することから、利用者の方及び申請人本人に申請を受け付けたことを即時にお知らせするためです。

Q 3 9 オンラインの場合、申請を受け付ける地方出入国在留管理官署はどこになりますか。

A 3 9 申請人の住居地等に応じて決定され、申請受付番号の頭文字で確認することができます。

札オン：札幌出入国在留管理局

仙オン：仙台出入国在留管理局

東オン：東京出入国在留管理局

横オン：東京出入国在留管理局横浜支局

名オン：名古屋出入国在留管理局

阪オン：大阪出入国在留管理局

神オン：大阪出入国在留管理局神戸支局

広オン：広島出入国在留管理局

高オン：高松出入国在留管理局

福オン：福岡出入国在留管理局

那オン：福岡出入国在留管理局那覇支局

Q 4 0 オンラインの場合、審査結果が出るまでどのくらいかかりますか。

A 4 0 申請内容によって異なりますが、窓口で行う申請と同様の処理期間となります。

参考) 標準処理期間

- ・在留資格認定証明書交付申請 1か月～3か月
- ・在留資格変更許可申請 2週間～1か月
- ・在留期間更新許可申請 2週間～1か月
- ・在留資格取得許可申請 在留資格の取得の事由が生じた日から60日以内
- ・就労資格証明書交付申請 当日（勤務先を変えた場合などは1か月～3か月）

Q 4 1 申請人となる外国人が再入国許可で出国中ですが、オンラインで手続はできますか。

A 4 1 再入国許可又はみなし再入国許可により出国中の方のオンラインでの受付はできませんので、オンラインで手続を行う場合、必ず申請人本人が出国中ではないことを確認してください。

Q 4 2 入力中にエラーと表示されました。どうすればよいですか。

A 4 2 エラー表示となっている項目を修正の上、再度入力してください。

なお、詳細は出入国在留管理庁ホームページの操作マニュアルを参照してくだ

さい。

⇒ [http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyukanri/pdf/ja\\_manual.pdf](http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyukanri/pdf/ja_manual.pdf)

Q 4 3 エラーメッセージの意味と対応方法が分かりません。

A 4 3 操作マニュアルに別紙としてエラーメッセージ一覧を添付していますので、ご確認ください。

⇒ [http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyukanri/pdf/ja\\_manual.pdf](http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyukanri/pdf/ja_manual.pdf)

Q 4 4 不正な画面遷移のエラーが表示されます。

A 4 4 入力途中にブラウザの「戻る」ボタンや、キーボードの「Back Space」キーを押してしまうと不正な画面遷移と認識され、ログアウトしてしまいますので、これらのボタンを押さないようにしてください。

Q 4 5 「在留カードの券面情報のとおり入力してください」というエラーが表示されますが、どこが誤っているのかわかりません。

A 4 5 再度、入力内容をご確認いただき、在留カードの券面どおりに入力してください。なお、半角英字大文字で入力していただき、半角スペースを半角カンマにしていたいただいた上で入力をお願いします。

もし、在留カードの券面内容どおりに入力してもエラーとなる場合は、お手数ですが、在留申請オンラインシステムヘルプデスクにご連絡ください。ヘルプデスクの連絡先は、出入国在留管理庁ホームページから確認できます。

⇒ <http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyukanri/onlineshinsei.html>

Q 4 6 オンラインで手続きを行いたい外国人の方が複数います。一括で入力する方法はありますか。

A 4 6 「在留申請オンラインシステム」にログイン後のメニュー画面に一括入力用のテンプレートファイルを掲載していますので、同ファイルをご利用いただければ、複数人の入力を一括で行うことが可能です。なお、一括入力用のテンプレートファイルを利用し入力できるのは、申請手続の種別が同一で、かつ、同一の入力画面を利用する在留資格の方である場合に限られます。

Q 4 7 一括入力用テンプレートファイルでは最大何人分を同時に入力することができますか。

A 4 7 最大300人分を同時に入力することができます。300人を超える場合は複数に分けてファイルを作成してください。

Q 4 8 一括入力用テンプレートファイルを利用した入力でエラーとなってしまいました。やり直さなければならないのでしょうか。

A 4 8 一括入力用テンプレートファイルを利用して入力した内容に不備があった場合には、ファイルをアップロードして数分後にメールが届きます。メールが届いた



場合には、「在留申請オンラインシステム」にログインし、申請情報一覧の申請状態が「エラー（一括登録）」となっている1項目を選択した上で、一括申請エラーボタンをクリックし、エラー内容を確認してください。

申請情報一覧の申請状態が「入力完了」と表示されているものについては、入力が完了しており、再度入力を行う必要はありませんので、一括入力用テンプレートをファイルを用いて再度入力を行う場合には、入力完了となっている申請情報を同ファイルから削除した上で、アップロードを行ってください。

なお、「エラー（一括登録）」となっている項目は、選択して削除ボタンを押下することで申請情報一覧から削除することが可能です。

Q 4 9 一括申請エラーのエラー内容画面を簡単に印刷する方法はありますか。

A 4 9 印刷したい画面で右クリックをし、「印刷」を選択、又は「Ctrl」キーを押しながら「P」を押していただくと印刷画面が表示されますので、当該画面から印刷することができます。

Q 5 0 入力途中でデータを一時保存できますか。

A 5 0 入力途中の申請情報の一時保存はできません。30分間操作されなかった場合、自動的に入力していたデータは消去されますのでご留意願います。

なお、一括入力用のテンプレートを利用する場合は、入力途中であっても利用される端末に保存することが可能です。

Q 5 1 登録している申請情報（申請の内容）を確認したいのですが、どうすればよいですか。

A 5 1 申請受付後、「在留申請オンラインシステム」で申請した情報の詳細な内容を確認することはできません。

申請情報を入力した後に表示される確認画面を印刷するか、申請情報を入力した一括入力用テンプレートファイルを保存するなどして申請の内容をご自身で控えておき、申請した内容を確認できるようにしておいてください。

Q 5 2 入力した内容に誤りがあることが分かりました。どうすればよいですか。

A 5 2 「在留申請オンラインシステム」で申請した内容を変更することはできませんので、まずは、申請を受け付けた地方出入国在留管理官署にご連絡ください。

申請を取り下げた上で改めて申請いただくか、申請を継続する場合、書面で資料の提出等をお願いする場合があります。

Q 5 3 オンラインの対象でない外国人について、誤って、オンラインで手続きしてしまいました。どうすればよいですか。

A 5 3 まずは、申請を受け付けた地方出入国在留管理官署にご連絡ください。

オンラインにより受け付けた申請を取り下げた上で、在留期間の満了日までに外国人の住居地を管轄する地方出入国在留管理官署において改めて申請を行って

いただくこととなります。

Q 5 4 オンライン上で受付後、申請を取り下げるにはどうすればよいですか。

A 5 4 オンラインで受け付けた申請について、「在留申請オンラインシステム」で申請を取り下げることはできませんので、まずは、申請を受け付けた地方出入国在留管理官署にご連絡ください。

申請を取り下げるための手続をしていただくこととなります。

Q 5 5 同時に行っていた再入国許可申請（又は資格外活動許可申請）を取り下げることにしましたが、どうすればよいですか。

A 5 5 申請を受け付けた地方出入国在留管理官署にご連絡ください。

同時に行っていた再入国許可申請（又は資格外活動許可申請）を取り下げるための手続をしていただくこととなります。

Q 5 6 申請の進捗状況について確認することはできますか。

A 5 6 「在留申請オンラインシステム」の「申請情報一覧」上の「申請状態」の欄をご確認いただければ、進捗状況を確認することが可能です。

Q 5 7 「在留申請オンラインシステム」の申請情報一覧に表示されている申請状態は、それぞれどのような状態を指すのですか。

A 5 7 申請状態はそれぞれ以下の状態を指します。

- ・入力完了（申請未了）：申請情報の入力完了した状態
- ・申請完了：申請受付が完了した状態
- ・審査中：申請を審査中の状態
- ・発行待ち：郵送受取の場合で、審査が完了し、在留カード等が未発行の状態
- ・完了：郵送受取の場合で、在留カード等の発行が完了した状態  
窓口受取の場合で、審査が完了し、在留カード等が未発行の状態
- ・エラー（一括登録）：一括登録ファイルの内容に不備がある状態
- ・エラー（申請受付番号取得エラー）：申請受付番号が取得できなかった状態

Q 5 8 外国から手続することは可能ですか。

A 5 8 外国からはアクセスできません。また、日本国内からログインしようとした場合であっても、外国のIPアドレスが設定されている場合はログインできませんのでご注意ください。

### ～在留カード等の受領～

Q 5 9 在留資格認定証明書・在留カード・就労資格証明書の受領方法について教えてください。

A 5 9 在留資格認定証明書交付申請の場合、郵送により受領いただきます。

在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請又は在留資格取得許可申請の場合、申請内容入力時に、在留カードは、郵送による受領と地方出入国在留管理官署の窓口での受領のいずれかを選択できます。

ただし、

- ・同時に再入国許可申請や資格外活動許可申請を行っている場合（旅券への証印による再入国許可や資格外活動許可が必要であるため）
- ・在留カードの交付ではなく、旅券への証印により許可を行う場合（例：「公用」の在留資格を有する外国人の方、3月以下の在留期間が決定された方）
- ・在留カードに漢字氏名併記の申出を行う場合（氏名に漢字を使用する中長期在留者で所持する在留カードにローマ字による氏名のみが表記されている場合が該当します。なお、既にお持ちの在留カードに漢字が併記されている方は郵送可能です。）
- ・在留カードの有効期間更新申請を伴う場合（例：新しい在留カードの交付時点で16歳の誕生日まで6か月以内であるとき）は郵送ができません。

また、就労資格証明書交付申請の場合、申請内容入力時に、郵送による受領と地方出入国在留管理官署の窓口での受領のいずれかを選択できます。

なお、在留カード又は就労資格証明書の受領方法を変更したい場合、「在留申請オンラインシステム」で申請状態が「申請完了」又は「審査中」と表示されている間であれば変更することができます（在留資格認定証明書の受領方法は、変更できません。）。

Q 6 0 オンラインで手続を行った在留資格認定証明書について、地方出入国在留管理官署の窓口で受領したいのですが、どうすればよいですか。

A 6 0 原則、郵送での受領のみとなります。やむを得ず地方出入国在留管理官署の窓口で受領を希望される際は、申請を受け付けた地方出入国在留管理官署にご相談ください。

Q 6 1 窓口で在留カードや就労資格証明書を受領する場合の手続について教えてください。

A 6 1 メールのご案内に従って、必要書類及び「審査完了に関するお知らせ」メールの写し（又はスマートフォン等の機器により提示いただく場合は当該機器）をご持参の上、受領先の地方出入国在留管理官署にお越しくください。申請人である外国人の方でなく、在留申請オンラインシステムを利用した所属機関の職員の方などが代わりに受領することも可能です。詳しくは出入国在留管理庁ホームページの「利用案内」をご参照ください。

⇒ [http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyukanri/pdf/200323\\_guide.pdf](http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyukanri/pdf/200323_guide.pdf)

Q 6 2 郵送により在留資格認定証明書・在留カード・就労資格証明書を受領する場合の手続について教えてください。

A 6 2 メールのご案内に従って、必要書類をメールに記載されている宛先に簡易書留で

送付してください。詳しくは出入国在留管理庁ホームページの「利用案内」をご参照ください。

⇒ [http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyukanri/pdf/200323\\_guide.pdf](http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyukanri/pdf/200323_guide.pdf)

Q 6 3 在留カード等の送付先を申請人本人の住居地等、希望する場所に変更できますか。

A 6 3 郵送により在留カードを受領する場合、送付先は以下のとおりとなりますので、それ以外の送付先に変更することはできません。所在地に変更があった場合、利用者情報変更届出を行う必要があります。利用者情報変更届出については、出入国在留管理庁ホームページの「利用案内」をご参照ください。

＜利用者が所属機関の職員の方である場合＞

所属機関の所在地

＜利用者が届出済弁護士・行政書士の方である場合＞

届出済弁護士・行政書士の方の所属事務所の所在地

＜利用者が公益法人職員の方である場合＞

公益法人の所在地

＜利用者が登録支援機関職員の方である場合＞

登録支援機関の所在地

⇒ [http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyukanri/pdf/200323\\_guide.pdf](http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyukanri/pdf/200323_guide.pdf)

Q 6 4 在留カードに漢字氏名を併記したい場合、どのようにすればよいですか。

A 6 4 氏名に漢字を使用する中長期在留者の方で、現在、所持する在留カードにローマ字による氏名のみが表記されており、新たに交付される在留カードに、ローマ字に加えて、漢字氏名の併記を希望される場合には、新たに交付される在留カードを地方出入国在留管理官署で受領していただく必要があります。したがって、システム上で在留カードの受領方法を選択する際に「地方官署窓口」を選択してください。

この場合、在留カードの受領の際に、在留カード漢字氏名表記申出書を提出いただくこととなります。提出は申請人本人（法定代理人を含む）又は利用者のうち申請等取次者証明書又は届出済証明書を所持している方からに限られますのでご注意ください。

Q 6 5 手数料納付書には誰が署名すればよいですか。

A 6 5 申請人である外国人の方が署名する必要があります。

Q 6 6 在留期間更新許可等により新しい在留カードの交付を受ける際、従前所持していた在留カードは返してもらえますか。

A 6 6 従前所持されていた古い在留カードは穿孔処理により I C の無効化を行った上でお返しします。

Q 6 7 受付完了後に問い合わせたいことがある場合は、どこに問合せをすればよいですか。

A 6 7 入力方法等システムに関するお問合せは、在留申請オンラインシステムヘルプデスクへ、申請に関するお問合せは当該申請を受け付けた地方出入国在留管理官署にご連絡ください。

Q 6 8 在留カードを郵送により受領手続中又は利用者の方が地方出入国在留管理官署にて受領手続中のため、手元に在留カードがありません。警察官等から提示を求められた場合はどうすればよいですか。

A 6 8 受領手続前に、申請人の方の在留カードの写しをカラーで作成し、裏面に在留申請オンラインシステム利用者の氏名、職業及び電話番号のほか、申請受付日、申請受付番号及びオンラインで申請手続中である旨を記載の上、新しい在留カードを受領するまでの間は、申請人が当該在留カードの写しを必ず携行するようにしてください。郵送の場合等、手元に旅券が残る方は、併せて旅券も所持してください。

～在留カードの写し裏面の記載例～

表面記載の外国人は、現在オンラインで〇〇申請中である。

オンラインシステム利用者（取次者）氏名：〇〇 〇〇（職業：〇〇）

オンラインシステム利用者（取次者）の連絡先：〇〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

申請受付日：〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

申請受付番号：〇オンE〇〇〇〇〇〇〇〇

Q 6 9 在留カードを郵送中のため手元に在留カードがありません。みなし再入国許可による出国は可能ですか。

A 6 9 中長期在留者のみなし再入国許可による出国に当たっては、有効な在留カードを所持することが法律上定められていますので、在留カードを所持していない場合はみなし再入国許可による出国はできません。

Q 7 0 誤って他人の顔写真を添付してしまいました。差し替えることは可能ですか。

A 7 0 当庁のシステムに顔写真が反映されているか否かで対応が異なりますので、まずは、申請を受け付けた地方出入国在留管理官署にお問合せください。

Q 7 1 収入印紙を電子納付することは可能ですか。

A 7 1 電子納付することはできません。

Q 7 2 手数料納付書の署名欄への署名を怠ったまま在留カードとともに送付してしまいましたが、どうすればよいですか。

A 7 2 署名した上で、改めて送付していただく必要があります。誤って送付したものは速やかに東京出入国在留管理局在留管理情報部門に連絡の上、返却を受けてください（郵送での返却を希望される場合は、同封された「在留カード送付用封筒」

を使用して返送することが可能ですので、希望される場合はその旨申し出てください。)

Q 7 3 手数料納付書等を誤って最寄りの地方出入国在留管理官署に送付してしまいました。

A 7 3 改めて、東京出入国在留管理局在留管理情報部門へ送付いただく必要があります。誤って送付したものは、送付した地方出入国在留管理官署に速やかに連絡の上、返却を受けてください（郵送での返却を希望される場合は、同封された「在留カード送付用封筒」を使用して返送することが可能ですので、希望される場合はその旨申し出てください。)

Q 7 4 在留カードを最寄りの地方出入国在留管理官署の窓口で受領する場合、利用者又は申請人（法定代理人を含む）以外の第三者が受領することは可能ですか。

A 7 4 申請人本人（法定代理人を含む）又は利用者の方に限って受領可能です。

Q 7 5 送付のあった在留カードの券面上の情報に誤りがありました。どうすればよいですか。

A 7 5 東京出入国在留管理局在留管理情報部門にお問合せください。（地方出入国在留管理官署の窓口で受領した場合は、受領した窓口でお問合せください。）

⇒ <http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyukanri/pdf/200612-news.pdf>

Q 7 6 必要書類を郵送しましたが、在留資格認定証明書・在留カード・就労資格証明書はいつ頃送られてきますか。

A 7 6 順次作成し、速やかに送付しますのでお待ちください。なお、在留資格認定証明書・在留カード・就労資格証明書を作成した時点で利用者の方にメールでお知らせしますので、ご確認ください。

Q 7 7 「公用」の在留資格を有する外国人について、在留カードの受領方法を「郵送」と選択することは可能ですか。

A 7 7 在留資格「公用」の方は、旅券に証印シールを貼付する必要があることから、郵送を選択することはできません。そのため、システム上で在留カードの受領方法を選択する際には「地方官署窓口」を選択してください。

Q 7 8 郵送の場合、在留期間更新許可等の効力はいつから及びますか。

A 7 8 郵送の場合、在留カードの送達を受けた時となります。

### ～定期報告～

Q 7 9 定期報告とは何ですか。誰が行うのですか。

A 7 9 利用申出の有効期限後も継続して「在留申請オンラインシステム」の利用を希

望する場合に、有効期間満了前に、引き続き利用いただくことが適当かどうかを確認させていただくものです。具体的な方法は、出入国在留管理庁ホームページの「利用案内」をご参照ください。

定期報告の確認・有効期間の更新は、所属機関（法人の場合は法人）ごとに行いますので、複数の利用者がある場合も、利用者のいずれか1名にまとめて行っていただくこととなります。

⇒ [http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyukanri/pdf/200323\\_guide.pdf](http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyukanri/pdf/200323_guide.pdf)

Q 8 0 定期報告の方法を教えてください。

A 8 0 有効期限1か月前までに新規又は追加利用申出を行った地方出入国在留管理官署宛てに、簡易書留による郵送又は窓口で必要書類を提出してください。必要書類は出入国在留管理庁ホームページの「利用案内」をご参照ください。なお、有効期限の2か月前となりましたら、利用者全員にメールにてお知らせします。

⇒ [http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyukanri/pdf/200323\\_guide.pdf](http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyukanri/pdf/200323_guide.pdf)

Q 8 1 定期報告の受付後、利用継続の承認の結果が出るまでにどのくらいの期間を要しますか。

A 8 1 おおむね1か月程度となります。したがって、有効期限1か月前までに提出された場合は、有効期限までに結果をお知らせすることができますが、有効期限1か月を切ってから提出された場合は、有効期限までに結果をお知らせすることができず、「在留申請オンラインシステム」の利用を停止する可能性がありますので、必ず期限内に提出してください。なお、結果は利用者全員にメールにてお知らせします。

Q 8 2 定期報告により、「在留申請オンラインシステム」の利用の継続が認められた場合、費用はかかりますか。また、新たな有効期間はいつまでになりますか。

A 8 2 費用はかかりません。

有効期間は従来の有効期限から新たに1年間となります。

Q 8 3 利用申出の承認の有効期限までに定期報告を行うことを失念していたのですが、引き続き利用を希望する場合はどうすればよいですか。

A 8 3 「在留申請オンラインシステム」の利用が停止されている状態となっていますので、引き続き利用を希望する場合は、新規又は追加利用申出を行った地方出入国在留管理官署宛てに、簡易書留による郵送又は窓口にて定期報告を行ってください。

### ～利用者情報の変更～

Q 8 4 登録している利用者情報を確認したいのですが、どうすればよいですか。

A 8 4 「在留申請オンラインシステム」の「利用者情報更新画面」で登録いただいで

いる「利用者氏名」、「認証ID」及び「メールアドレス」を確認することが可能です。

Q 8 5 利用申出書に記載した所属機関の名称・所在地や利用者の氏名などが変更となった場合、どうすればよいですか。

A 8 5 「在留申請オンラインシステム利用者情報変更届出」及び疎明資料を新規又は追加利用申出を行った地方出入国在留管理官署に郵送又は窓口で提出してください。詳しくは出入国在留管理庁ホームページの「利用案内」をご参照ください。  
⇒ [http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyukanri/pdf/200323\\_guide.pdf](http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyukanri/pdf/200323_guide.pdf)

Q 8 6 所属機関として、弁護士又は行政書士にオンラインでの手続をお願いしていましたが、今般、弁護士又は行政書士に依頼することをやめました。この場合どうすればよいですか。

A 8 6 「在留申請オンラインシステム利用者情報抹消申出書」を新規又は追加利用申出を行った地方出入国在留管理官署に郵送又は窓口で提出してください。ただし、審査が完了していない申請がある場合には、抹消することができませんので、ご注意ください。

Q 8 7 利用申出又は定期報告において提出した「所属している外国人リスト」又は「所属予定外国人リスト」に記載のない外国人について、オンラインでの手続はできますか。

A 8 7 利用申出又は定期報告等において提出いただいた「所属している外国人リスト」又は「所属予定外国人リスト」に記載のない外国人の方については、オンラインでの手続はできません。追加を希望する場合は、改めて、「所属している外国人リスト」又は「所属予定外国人リスト」を新規又は追加利用申出を行った地方出入国在留管理官署に簡易書留での郵送又は窓口で持参の上提出してください。提出に当たっては、オンラインでの手続の対象者の追加を希望する旨、所属機関の名称及び法人番号並びに利用者の連絡先を明示した書面を同封してください。

### ～利用環境について～

Q 8 8 「在留申請オンラインシステム」を利用できるインターネットブラウザに制限はありますか。

A 8 8 Google Chrome のバージョン「72」を前提としており、他の環境での動作は保証しておりません。また、動作確認済みのブラウザであっても、利用環境（OS・ブラウザの設定等）によっては正しく表示されない場合があります。

Q 8 9 一括申請のエクセルファイルのバージョンに制限はありますか。

A 8 9 Microsoft Excel 2013 を前提としており、他のバージョンでの動作は保証しておりません。



Q 9 0 携帯電話やスマートフォンからオンラインで手続はできますか。

A 9 0 携帯電話やスマートフォンのブラウザからは画面が正しく表示されない等の可能性がありますので、パソコンからのご利用を推奨します。

Q 9 1 申請内容入力の際、日本語以外の言語は使用できますか。

A 9 1 英語が使用可能です。

### ～パスワード・認証ID・メールアドレス～

Q 9 2 メールアドレスは必ず登録しなければならないのですか。

A 9 2 利用申出の結果や申請受付仮番号、申請受付番号などについてメールで通知しますので、必ず有効なメールアドレスを登録してください。

Q 9 3 利用申出において申出書に記載した利用者のメールアドレスには、どのようなメールが届きますか。

A 9 3 以下の場合に、記載されたメールアドレスにメールを送信します。

- ・利用申出の結果通知（承認又は不承認）
- ・申請受付時（受付完了又はエラー）
- ・申請受付番号のお知らせ
- ・審査完了時
- ・在留カード等発行時（郵送受取の場合）
- ・在留カード等受領方法変更時
- ・定期報告の案内（有効期限2か月前）
- ・定期報告の確認結果のお知らせ
- ・メールアドレス変更（再設定）完了時
- ・パスワード新規登録・変更・再設定時
- ・パスワード有効期限切迫時
- ・「在留申請オンラインシステム」の利用停止・再開・抹消時
- ・その他「在留申請オンラインシステム」に関し、お知らせがあるとき 等

Q 9 4 申請受付が完了すると、申請完了メールが届くとありますが、受付完了メールが届きません。どうすればよいですか。

A 9 4 申請状態が「申請完了」となった後、1日以上経過してもメールが届かない場合はお手数ですが、在留申請オンラインシステムヘルプデスクにご連絡ください。ヘルプデスクの連絡先は出入国在留管理庁ホームページから確認できます。

⇒ <http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyukanri/onlineshinsei.html>

Q 9 5 パスワードはどのように設定をすればよいですか。

A 9 5 パスワードは、ご自身で設定していただく必要があります。「在留申請オンライ

ンシステム」を利用するために必要な情報になりますので、ご自身で把握・管理をお願いします。

パスワードは、半角英字、半角数字、半角記号の3種類を混在させて8文字以上32文字以内で設定してください。大文字、小文字は別の文字として区別しますので、入力の際はご注意ください。

また、認証IDを含むパスワードは設定できませんのでご注意ください。

Q96 登録しているメールアドレスを変更しましたが、何か手続が必要ですか。

A96 「在留申請オンラインシステム」にログインし、「利用者情報更新画面」から新しいメールアドレスを登録することができますので、変更後のメールアドレスを登録願います。

Q97 メールアドレス・パスワードを変更したいのですが、どうすればよいですか。

A97 「在留申請オンラインシステム」にログインの上、「利用者情報更新画面」から変更してください。

Q98 認証IDを変更したいのですが、どうすればよいですか。

A98 認証IDは、一度取得した後は変更できません。

Q99 パスワードを忘れてしまった場合、どうすればよいですか。

A99 「在留申請オンラインシステム」のログイン画面の「パスワードを忘れた場合」から再設定してください。なお、最寄りの地方出入国在留管理官署の窓口で、「在留申請オンラインシステム認証ID・パスワード確認等申出書」を提出し確認を行うことも可能です。

Q100 認証IDを忘れてしまった場合、どうすればよいですか。

A100 最寄りの地方出入国在留管理官署の窓口で「在留申請オンラインシステム認証ID・パスワード確認等申出書」を提出し、確認を行ってください。

Q101 認証ID、パスワードのいずれも忘れてしまった場合、どうすればよいですか。

A101 最寄りの地方出入国在留管理官署の窓口で「在留申請オンラインシステム認証ID・パスワード確認等申出書」を提出し、認証IDの確認及びパスワードの変更を行ってください。

Q102 他人に認証IDやパスワードを知られてしまった場合、どうすればよいですか。

A102 パスワードは「在留申請オンラインシステム」にログインの上、「利用者情報更新」画面から変更することができます（認証IDを変更することはできません。）。

なお、利用者情報の抹消を希望される場合は、お手数ですが最寄りの地方出入国在留管理官署の窓口で抹消手続を行ってください。

Q 1 0 3 パスワードを数回間違っしまいロックがかかってしまいました。どのようにすればよいですか。

A 1 0 3 24時間経過すると再度利用できるようになります。

Q 1 0 4 パスワードには有効期間はありますか。

A 1 0 4 パスワードの有効期間は、パスワードを登録又は最後に変更した日から1年間となり、それを超えるとログインできなくなります。有効期限の30日前と7日前にメールにてお知らせしますので、有効期限までにパスワードを変更してください。

パスワードの有効期限が切れた場合、「在留申請オンラインシステム」のログイン画面の「パスワードを忘れた場合」から再設定してください。なお、最寄りの地方出入国在留管理官署の窓口で「在留申請オンラインシステム認証ID・パスワード等確認申出書」を提出し再設定することも可能です。

Q 1 0 5 「在留申請オンラインシステム」の利用申出の際に記載するメールアドレスについて、フリーメールは認められないなどの制約事項はありますか。

A 1 0 5 利用申出の際に記載されたメールアドレス宛てに「在留申請オンラインシステム」からメールが送信されますので、必ず確認可能なメールアドレスを登録してください。

フリーメールや携帯電話のメールアドレスでは、正しく表示されない場合がありますので、パソコンのメールアドレスの登録をお勧めします。なお、フリーメールや携帯電話のメールアドレスを登録される場合は、「@ras-immi.moj.go.jp」ドメインを受信可能に設定してください。

Q 1 0 6 身に覚えのないメールが届きました。

A 1 0 6 身に覚えのないメールが届いた時は、お手数ですが、在留申請オンラインシステムヘルプデスクにご連絡ください。ヘルプデスクの連絡先は、出入国在留管理庁ホームページで確認できます。

⇒ <http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyukanri/onlineshinsei.html>

Q 1 0 7 「在留申請オンラインシステム」から送付のあったメールに対して返信することはできますか。

A 1 0 7 「在留申請オンラインシステム」から送信されるメールに返信することはできません（返信されても確認することはできません。）。

なお、お問合せについては、お手数ですが、在留申請オンラインシステムヘルプデスクへご連絡ください。

## ～情報の管理～

Q 1 0 8 情報はどのように管理されているのですか。

A 1 0 8 出入国在留管理庁のサーバに暗号化した状態で保管されます。

Q 1 0 9 セキュリティ対策など在外留外国人等の個人情報保護のためにどのような対策を講じていますか。

A 1 0 9 個人情報を保護するため、システムにはユーザ認証機能、アクセス制御機能、ユーザアカウント認証機能、証跡管理機能、システム監視機能等を持たせるとともに、情報を送受信する場合は情報を暗号化します。また、不正プログラム対策、外部からの攻撃への対策も併せて講じています。

Q 1 1 0 なりすましの防止について、対策を講じていますか。

A 1 1 0 事前に地方出入国在留管理官署において利用申出を行っていただく際、対面で身元確認等をするほか、利用規約に同意していただきます。利用を承認する際には認証IDを払い出しますので、当該認証IDにより利用者の方を特定し、なりすましによる利用を防止します。

(参考) 出入国在留管理庁ホームページ：「在留申請オンラインシステム」

⇒ <http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyukanri/onlineshinsei.html>

※上記ページから「利用案内」や「利用可能な申請種別・在留資格（対象範囲）」、「利用マニュアル」などの各種参考資料を確認することができます。